

美咲町 訪問型サービス(独自)サービスコード表パターン① (令和3年4月1日以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	268	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	※1月の中で全部で4回まで 267単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	272	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	※1月の中で全部で5回から8回まで 271単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	287	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	※1月の中で全部で9回から12回まで 286単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		事業対象者・要支援1・要支援2 (20分未満)	167	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	※1月につき22回まで 166単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき

A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	訪問型サービス費のイからトまでについて		所定単位数の 1/1000	

色分けルール ・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止